

第5 健康で安全な生活の確保

働き盛り世代へのがん予防対策を強化するなど、がん対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、肝炎治療や肝炎ウイルス検査を促進するなど肝炎対策を推進する。

また、難病などの各種疾病対策、移植対策や生活習慣病対策を推進するとともに、新型インフルエンザ等感染症対策や健康危機管理対策の強化、医薬品・医療機器の安全対策の推進等を図る。

さらに、国民の健康被害防止を踏まえ、輸入食品の安全対策、残留農薬、食品汚染物質、容器包装等の安全性の確保など食品安全対策を推進する。

1 がん対策の総合的かつ計画的な推進 343億円(316億円)

(1) 働き盛り世代に対するがん予防対策の強化【一部特別枠】

138億円(106億円)

女性特有のがん検診推進事業を引き続き実施するとともに、新たに、大腸がん検診について、働き盛りの世代(40歳、45歳、50歳、55歳、60歳)が無料で検診を受けることができる体制を整備することで、がんによる死亡リスクの大幅な軽減を図る。

(2) がん診療連携拠点病院の機能強化

34億円(34億円)

がん医療の拠点となるがん診療連携拠点病院において、病理診断の専門医師が不足している現状を踏まえ、専門病理医を育成するとともに病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の確保等を図る。

(3) がん総合相談体制の整備

9.4億円(9.4億円)

都道府県に新たに地域統括相談支援センターを設置し、患者・家族らのがんに関する相談について、心理、医療や生活・介護など様々な分野に関する相談をワンストップで提供する体制を支援する。

(4) がんに関する研究の推進【一部特別枠】

68億円(61億円)

日本発のがんワクチン療法による革新的ながん治療開発を戦略的に行うなど、「がん対策推進基本計画」に掲げる目標の達成に資する研究等を着実に推進するとともに、がん予防、診断、治療等に係る技術の向上等の研究成果を普及、活用する。

2 肝炎対策の推進【一部特別枠】

238億円(236億円)

(1) 肝炎治療及び肝炎ウイルス検査の促進

207億円(206億円)

肝炎患者への医療費の助成に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。また、肝炎ウイルス検査については、40歳以上の5歳刻みの方を対象として、受検に関する自己負担の軽減が可能な個別勧奨メニューを追加し、検査未受検者への受検促進の一層の強化を図るなど、肝炎ウイルス検査を強力に推進する。

また、肝炎の早期発見・早期治療に資することを目的として、治療を要する方を適切な治療へ導く人材を養成するとともに、治療に関する情報を載せた「肝炎患者支援手帳」を作成・配布するなど、支援事業の充実強化を図る。

(2) 肝炎診療体制の整備と研究基盤の整備等

31億円(30億円)

患者やその家族などへの相談支援等を行う肝疾患診療連携拠点病院への支援事業等を実施するとともに、肝炎治療実績の大幅な改善に繋がるような肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。また、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行う。

3 新型インフルエンザ等感染症対策と予防接種制度の見直し

152億円(192億円)

(1) 新型インフルエンザ等感染症対策の強化

143億円(190億円)

① 感染症発生動向・情報収集機能の強化

3.1億円(98百万円)

「新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議」の提言を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症の流行状況等を、より一層迅速かつ的確に把握し、いち早く国民に情報提供するとともに、的確に予防対策を講じることが可能となるよう、感染症の発生動向の調査や情報収集機能に関連するシステムの強化を図る。

② 迅速かつ的確な検疫実施のための体制強化

87百万円(1.1億円)

昨年発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応を踏まえて改正する「検疫ガイドライン」等に基づき、世界各地で発生している鳥インフルエンザ(H5N1)からの変異が危惧されている新型インフルエンザ(H5N1)などに対応するため、検疫業務研修など検疫所における水際対策の充実強化を図る。

(参考)【平成22年度補正予算】

○ 新型インフルエンザ対策の推進

113億円

新型インフルエンザが発生した場合に備え必要なプレパンデミックワクチンを確保するため、一部ワクチンの有効期限切れに対応して、新たなワクチンの備蓄等を行う。

(2) 予防接種制度の見直し(再掲・前ページ参照) 11百万円(5百万円)

予防接種制度の見直しに向けた検討のため、予防接種制度に位置づけられていない疾病・ワクチンの有効性・安全性の検証等を行う。

(参考)【平成 22 年度補正予算】

○ 子宮頸がん等のワクチン接種の促進 1,085億円

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ（ヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型）ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業に対して、都道府県に基金を設置して財政支援を行う。

(3) HTLV-1 関連疾患に関する研究の推進(一部再掲・前ページ参照) 10億円(2.3億円)

HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）への感染対策と、これにより発症する ATL（成人 T 細胞白血病）や HAM（HTLV-1 関連脊髄症）の診断・治療法等に関する研究を、感染症・がん・難病・母子保健対策の連携により、総合的に推進するため、HTLV-1 関連疾患研究領域を創設し、研究費の拡充を図る。

4 難病などの各種疾病対策、移植対策及び生活習慣病対策の推進 2,226億円(2,263億円)

(1) 難病対策 2,095億円(2,108億円)

① 難病患者の生活支援等の推進 1,995億円(2,008億円)

難病患者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を引き続き実施するとともに、難病相談・支援センター（全国 47 箇所）の運営等を通じ、地域における難病患者の生活支援等を推進する。

② 難病に関する調査・研究の推進【一部特別枠】 100億円(100億円)

難病の診断・治療法の開発を促進するため、難病に関する調査・研究を引き続き推進するとともに、病因解明等を加速させるため、「健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト」においても、研究の推進を図る。

(2) 移植対策 27億円(28億円)

① 臓器移植対策の推進 7.6億円(8.6億円)

臓器移植法の改正を踏まえ、臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する者に対する研修の充実や、臓器提供の意思表示をしていただくための環境整備を行うとともに、臓器移植の普及啓発に取り組む。

②骨髄移植対策等の推進

18億円(17億円)

骨髄移植やさい帯血移植を引き続き推進するとともに、非血縁者間での末梢血幹細胞移植を本格的に実施するため、あっせん体制の整備を図る。

(3)生活習慣病対策

34億円(44億円)

①糖尿病対策の更なる推進

2.1億円(1.1億円)

ア 糖尿病発症予防対策の強化

国民の一人一人が日々の生活の中で自発的に健康づくりに対して具体的な行動を起こしていけるよう、民間企業と連携し、健康づくりの国民運動化を推進する事業等を実施する。

イ 糖尿病重症化予防対策の強化

糖尿病の重症化予防のため、患者の病状に応じた適切な診療を受診できるよう、一般診療所と専門病院との診療連携体制構築の支援を行う。また、適切な食事療法・運動療法を行うため、診療所における糖尿病療養指導士や管理栄養士等の活用促進の支援等を行う。

②健康づくり・生活習慣病対策の推進

32億円(43億円)

健康寿命の延伸を実現すること等を目的とした「健康日本21」を着実に推進するため、たばこ対策、ボランティアを活用した健康づくりを推進するほか、国民健康・栄養調査や生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究等を実施する。

また、慢性閉塞性肺疾患（COPD）について、早期発見・早期治療につなげるために、COPDのリスクに関する正しい情報を喫煙者等に対して提供する等の取組を新たに支援する。

(4)各種疾病対策

70億円(82億円)

①エイズ対策の推進

60億円(69億円)

HIV陽性者等で構成されるNGO等の予防啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施する。

②リウマチ・アレルギー対策の推進

7.1億円(10億円)

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進するとともに、リウマチ・アレルギー疾患の自己管理手法や正しい情報の提供、患者相談体制の構築を図る。

③腎疾患対策の推進

2.4億円(2.9億円)

慢性腎臓病（CKD）に関する診断・治療法の研究開発を推進するとともに、医療従事者への研修や正しい知識の普及に努める。

5 健康危機管理対策の推進

5.5億円(7.1億円)

(1)健康安全・危機管理対策総合研究の推進

3億円(3.9億円)

感染症やバイオテロリズムの発生に備えた初動体制の確保、危機情報の共有や活用、地域における健康危機管理体制の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策総合研究事業により総合的な研究を推進する。

(2)健康危機管理体制の整備

1.6億円(2.2億円)

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域における連携体制の構築等を行うとともに、地域における健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成等を行う。

(3)国際健康危機管理対策の推進

89百万円(1.1億円)

国外での未知の感染症が疑われる事例の調査において、WHO等が編成する疫学調査チームに国立感染症研究所が参加し、国際的な感染症の情報収集、分析、情報の還元等を行う。また、国内外で分離される病原体のゲノム情報の解読、その情報のデータベース化及び疫学調査等への利用を推進する。

6 医薬品・医療機器の安全対策の推進等

92億円(107億円)

(1)医薬品・医療機器の安全対策の推進【一部特別枠】

13億円(10億円)

薬害の発生や拡大を未然に防止するため、医薬品に関する行政機関等に適切な措置を取るよう提言等を行う大臣直属の「医薬品等監視・評価委員会（仮称）」を発足し、運営する。

また、全国の大学病院等5箇所に1,000万人規模のデータを収集するための医療情報データベースを構築するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に情報分析システムを構築し、医薬品等の安全対策を推進する（医療情報データベース基盤整備事業【特別枠】。基盤整備に必要な経費の1/2を国が負担し、残りの1/2は（独）医薬品医療機器総合機構が負担）。

(2) 医薬品・医療機器の迅速な提供【一部特別枠】 8.5億円(16億円)

欧米では承認されているが、わが国では未承認の医薬品等であって、医療上特に必要性が高いものについて、引き続き審査の迅速化を図る。

また、日本発シーズ（医薬品・医療機器の候補となる物質・技術等）の実用化に向けて、産学官からなる懇談会を設置し、相談対象範囲の選定等を検討した上で、大学・ベンチャー等を対象に、治験に至るまでに必要な試験や有効性・安全性の評価法等に関する実質的・実務的な相談に応じる（日本発シーズの実用化に向けた医薬品・医療機器薬事戦略相談推進事業【特別枠】）。

さらに、新医薬品・医療機器の開発や承認申請の迅速化を図るためのガイドラインの整備を行うとともに、医薬品・医療機器に関する諸外国との規制の調和や整合性を図るための取組を推進する。

(3) フィブリノゲン製剤納入先医療機関に対する訪問調査の実施(新規)

20百万円

C型肝炎ウイルスに感染したおそれがある方への受診勧奨を進めるため、フィブリノゲン製剤を納入した厚生労働省所管の全ての医療機関や全ての国立大学病院に対し、厚生労働省職員による訪問調査を実施する（平成23年度：159箇所）。

7 食の安全・安心の確保

127億円(147億円)

(1) 輸入食品等の安全確保策の強化 102億円(115億円)

検疫所の輸入食品のモニタリング検査について、より細やかな食品群ごとの輸入量、違反率等の分析に基づき必要とされた検体数に対応できる体制整備を行う。また、輸出国における食品安全対策に関し、輸出国の衛生状況等に関する事前調査や計画的な現地査察を実施するとともに、対日輸出食品の生産・製造工程における衛生管理体制も調査する。

また、「日中食品安全推進イニシアチブ」に基づき、日中間で輸出入される食品の安全性向上のため、閣僚級定期協議、実務者レベル協議・調査を行うなど、食品安全分野における交流及び協力を一層推進する。

(2) 残留農薬、食品汚染物質、容器包装等の安全性の確保 11億円(15億円)

① 残留農薬等ポジティブリスト制度及び食品添加物の安全性確認の着実・計画的な推進

9.9億円(14億円)

「ポジティブリスト制度」(農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度)において、国際基準等を参考に農薬等の基準の見直しを計画的に行い、制度の着実な推進を図るとともに、食品添加物について、新たな毒性試験を活用しつつ、安全性の見直しを計画的に実施する。

② 食品汚染物質にかかる安全性確保の推進

51百万円(28百万円)

食品中の汚染物質対策について、基準設定、低減方策などの安全性確保や国際基準等への対応を図る。

また、中国製加工食品中のメラミン混入など、食品中の汚染物質に関する事案が依然として発生していることから、これらの原因物質となりうる自然毒や製造副生成物について、含有濃度実態調査や規格基準を設定するための試験検査を実施する。

③ 食品用容器包装等の安全性確保の計画的な推進

75百万円(58百万円)

食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制について、毒性等の基礎データを収集するなど、国際整合化も勘案しつつ、規制の見直しに向けた調査検討を行う。

(3) 健康食品の安全性の確保等の推進

58百万円(66百万円)

① 健康食品の安全性の確保等

45百万円(52百万円)

いわゆる健康食品による健康被害を未然に防ぐため、食品成分について安全性試験や分析調査を行うとともに、発生時の迅速かつ適切な対応を図る。

② 食品安全に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

13百万円(14百万円)

食品安全基本法、食品衛生法に基づき、国の責務として位置付けられている「リスクコミュニケーション」(消費者等との双方向の意見交換)について、食品安全に対する消費者の意識の高まりに対応するため、広く消費者等と意見・情報交換を行うなど、消費者の視点に立った事業の実施を推進する。

(4) 食品の安全の確保に資する研究等の推進

11億円(15億円)

輸入食品の安全性確保、BSEの人への影響等の様々な問題に対し、科学的根拠に基づく安全性に関する調査研究を実施し、先端技術を応用した検査技術を開発するとともに、調査研究等を実施することにより油症研究の充実を図るなど、食品の安全の確保に資する研究を推進する。